

ヨリ余トセラレラ止ハシ得ヌ時ハ我業ニシテ
 一ヨリ倍格ノ工賃ヲ支拂ヒトノ事我々労働
 者ノ働キハ莫ノ切賣ヲハアリマセン今ノ世
 間ハ物品販賣ニ暴利ヲ貪ル商店ニハ一度
 注意ヲ為シマシテモ暴利ヲ貪ル店ハ法律
 ニ依リ罰則セラレラハアリマセン我々ノ労働
 者モ其ノ様ニ切賣的ノ暴利ヲ得タナ
 リハ世間ノ人々突ッラ我々ノ自由ハ一ヨ
 リ十進金銭ヲ解決スルナレハ支那人
 ノ様利己主義者ト言ハレルヲ有リマセン
 カ其ノ様ノ暴利的ノ不正義ノ労働運動
 ハ引ラハ如何ラスカ
 犬ヨリノ感想 第一

114-7
 209号

特秘第143。ニ號

大正十一年八月十二日

大政府知事

池松時和

内務大臣 水野錬太郎 殿
 農務大臣 務省工務局長 殿
 警視總監 堀田 貢 殿
 京都兵庫各府縣長 殿
 大阪地方裁判所 檢事 殿

株式会社川心(煙氣)製作所今福放出
 函子場ニ於ケル労働争議ニ関スル件

題記ノ件其後ノ状況九記ノ通り有之
 (第入報)

8.11
 示威運動
 職工側ニ於テハ昨十一日示威運動ヲ爲スヘク計